

戦後長崎における「不法占拠」バラック地区

大平 晃 久

“Illegally Occupied” Barrack Areas in Post-War Nagasaki City, Japan

Teruhisa OHIRA

I はじめに

戦災を受けた日本の都市の多くには「不法占拠」バラック地区が存在し、一部はかなり後まで特異な景観を残してきた。

こうしたバラック地区を取り上げた既往研究は少なくない。例えば水内（2001）、島村（2010）、本岡（2015a, 2016）は、それぞれ大阪市大正、博多、神戸のバラック地区を事例として取り上げ、それぞれの形成や変容の過程、住民の生活誌を丹念に描き出した。こうした研究はバラック地区を形成・維持させる差別の構造や、居住権闘争に焦点を当てるものも多い。一方で、神戸、東京をそれぞれ扱った本岡（2007, 2015b）、大阪を取り上げた水内・加藤・大城（2008）など、都市全体を視野にバラック地区の生成や変遷に関心を寄せる都市史的研究もある。これらは、「ヤミ市」研究（初田 2011、石樽 2016、村上 2018 など）と共通点が大きい。

本稿は、長崎の半ば忘却された社会地理に再照射する都市史的研究の一環として、戦後（1945～70年）の長崎市内にあった「不法占拠」バラック地区を取り上げるものである。長崎のバラック地区はこれまで断片的に言及されているものの全体像は不明であり、同じ被爆都市である広島バラック地区に比べてもあまり知られていない。後述するように、長崎市内の「不法占拠」バラック地区は最大時に3,000戸にもものぼったとされ¹⁾、決して小さな問題ではない。

ある社会集団における社会的記憶は、その社会集団に特有の枠組みのなかで解釈され（アスマン 2019: 20-26、アルヴァックス 1989: 66・74-77）、選択的に成立する。一般に、バラック地区は貧困や社会混乱の象徴として「負」なる存在であり、かつ、慰霊の対象でも強い反省や警鐘の対象でもないために、記憶に値しないものとして「排除され隠蔽される」、すなわち「忘却」される（小関 1999: 7-8）。しかし、それはバラック地区が、つまらない、特筆に値しないものであることを意味するわけではない。ある社会における特有の「場所」として、バラック地区がいかに生成し維持されたか、あるいはいかに意味づけられたか問うことには、都市史的、文化・社会地理学的な意義がある。

戦後のバラック地区については、都市によっては行政による当時の調査資料がある。しかし多くの場合、そして長崎についてもそうであるが、そのような資料は望めず、バラック地区の実態や生成・消滅の経緯などを知るためには当時の新聞報道を細かく追っていくことしか手立てがない。本研究は、新聞を通覧して収集したバラック地区関係の新聞記事に多くを負っている。すなわち、終戦から1970年末までの期間の県域紙—（旧）『長崎新

聞』(1946年12月9日、『長崎日日新聞』、『長崎民友新聞』などに分離)、『長崎日日新聞』(系列紙『夕刊長崎タイムズ』、『夕刊長崎日日』含む)、『長崎民友新聞』(系列紙『夕刊ナガサキ』、『夕刊長崎民友』含む)、(現)『長崎新聞』(1959年1月15日、『長崎民友新聞』が『長崎日日新聞』に統合、改題)―全紙面と、同じ期間の『朝日新聞』の主に長崎版の閲覧を行ったほか、一部期間については他紙(『西日本新聞』、『毎日新聞』)の閲覧も行った。その他には、住宅地図や空中写真を用いた調査、現地調査を行ったほか、『長崎県議会史』、『長崎市議会史』など既刊行資料も補助的に用いた。

以下、Ⅱでは、長崎市内の戦後「不法占拠」バラック地区について、立地、撤去・集団移転など変容過程を示し、全体像を明らかにする。続いてⅢでは、「不法占拠」バラック地区に向けられた空間的排除言説を提示する。なお「不法占拠」との表現はある時期までは一般的ではなく、これ自体が空間的排除言説であるため、本稿では括弧づけで用いている。そしてⅣで、長崎の被爆・復興の都市史における「不法占拠」バラック地区の位置づけについて考察を行う。

なお、新聞記事など引用文中には今日の人権意識に照らして不当・不適切と思われる語句・表現がみられる個所があるが、時代背景と資料価値に鑑み、修正・削除は行っていない。

Ⅱ バラック地区の実態

1. 春雨通り「ヤミ市」生成と変容

まず取り上げるのは春雨通り「ヤミ市」とその後身である。ここは当初は「不法占拠」バラック地区ではないが、後に「不法占拠」状態となった。なお、ヤミ物資取引という意味での「ヤミ市」であったのは一般に1949年頃までである(初田 2016: 40)。

さて、この春雨通り「ヤミ市」は、疎開跡地の道路予定地に県、市や警察の許可を得て形成されたものであった²⁾。1947年3月の米軍空中写真には、約60mの長さのバラックが3列あることがみえる。

新聞紙上での、この地区を「ヤミ市」として特定できる記述の初見は1945年12月17日である³⁾。この記事でここは「自由市場」と表現され、以後は固有名詞化している(長崎市総務部調査統計課編 1959: 569-576)。また、ここは取締りへの抗議に端を発した「長崎警察署襲撃事件」(1946年5月13日)でも知られる(長崎県警察史編集委員会編 1979: 1051-1061, 新木 2019)。なお、この事件に関する新聞報道は統制され、死者発生などの詳細は報じられていない⁴⁾。

1948年1月、この「ヤミ市」のバラックは、原爆被災後に休止されていた路面電車の軌道上に移転した。このことについて『新長崎市史』は、「23年1月に道路幅縮小の情報が流れると、一夜にして400軒ものヤミ市が電車軌道上に出来上がってしまった」(長崎市史編さん委員会編 2013: 107)と説明するが、これは正確ではない。

上述したように、もともとここには「ヤミ市」があり、この時に初めてできたのではない。「ヤミ市」バラックの移転は、市や警察、電車側と協議のすえ、1年間限定の許可を得てのものであり⁵⁾、決して全くの無秩序に行われたものでもなかった。新聞報道では1948年1月18日夜の「一夜」の移転戸数は230店舗とあり⁶⁾、1947年11月の米軍空中写真からはすでに南東部の軌道上にはバラックが並んでいることが読みとれ、「一夜にして」移転し

たとはいいがたい。軌道上の全戸数の把握は難しいが、すでに衰退傾向にあった⁷⁾移転2年半後の報道でも535戸+立ち売りとあり⁸⁾、それ以上であったと思われる。

本来1年間の期限付きであった軌道上からの再移転完了は1953年末までずれ込み、長く「不法占拠」状態となった。その間、湊公園への移転が取りざたされている⁹⁾。また、復興にともない飲食店が増加していったようで、「ズラリとをきをならべたおでん屋のふん囲気は相当なもの」という新聞の紹介(図1)もある。なお、この春雨通りバラック地区は中央協同組合、新生協同組合、料飲店組合に分かれていたが、そのうちで最大の中央協同組合は2期連続して理事長を市議会議員として送り込んでおり¹⁰⁾、一定の交渉力を備えていたものと推測される。

最終的に、春雨通りバラックの各店舗は銅座川暗渠上の2階建て店舗兼用住宅と、一部は春雨通り歩道上2階建て仮設店舗に收容されることになった。銅座川暗渠上への移転は1951年11月(西側54戸、銅座市場)、1952年12月(東側74戸、思案橋商店街)に分けて進められた¹¹⁾。1953年末に歩道上仮店舗に5年期限で入居した120戸は、退去期限の1959年1月に市側と再び対立するものの最終的には撤去された¹²⁾。また、新生協同組合54戸は1952年2月に市街北部の住吉町へ集団移転している(住吉中央市場)¹³⁾。

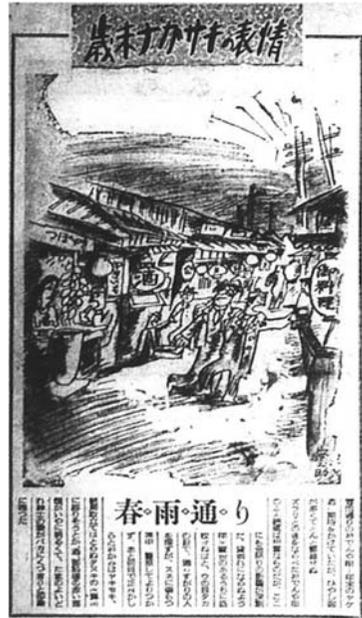


図1 春雨通りバラックの描写
『夕刊ナガサキ』1949年12月27日。

2. 拡大するバラック地区

1951年7月29日付『長崎日日新聞』は、長崎市内の「不法占拠」バラック戸数を「約三千戸」、また「今年にはいつてからの…物すごい繁殖ぶり」と報じた。図2は同年11月時点の「不法占拠」バラック地区との分布とそれぞれの戸数を示したもので、上述の春雨通りが最大の戸数となっていることが目を引く。では、どのような経緯で「不法占拠」バラック地区はこれほどまでに拡大したのだろうか。

終戦後の長崎市における住宅供給を概観しよう。まず、原爆によって、市内の18,409戸が半壊以上の被害を受けたほか、疎開家屋も2,050戸にのぼり、市内約40%の住宅が失われた(長崎市総務部調査統計課編 1956: 1363)。こうした状況に対して、住宅営団が住宅供給の中心となることが期待されたが、計画倒れに終わることになる。1945年10月31日付『長崎新聞』は「戦災者の簡易住宅 城山町、岩川町方面に二千戸、申し込みはけふまで」と、住宅営団による2,000戸の住宅建設を報じた。しかし、建設は遅々として進まず、終戦から1947年3月末の住宅営団閉鎖までに、市内で実際に住宅営団が建設した一般向け簡易住宅は571戸と推定される(大平 2015)。この他に市営住宅があり、1945年8月から1955年3月までの間で1,855戸の供給(一部は三菱の工具寮の転用)があった(長崎市総務部調査統計課編 1956: 1366)が、戦災による減少を補うにはほど遠かった。なお、全国の多

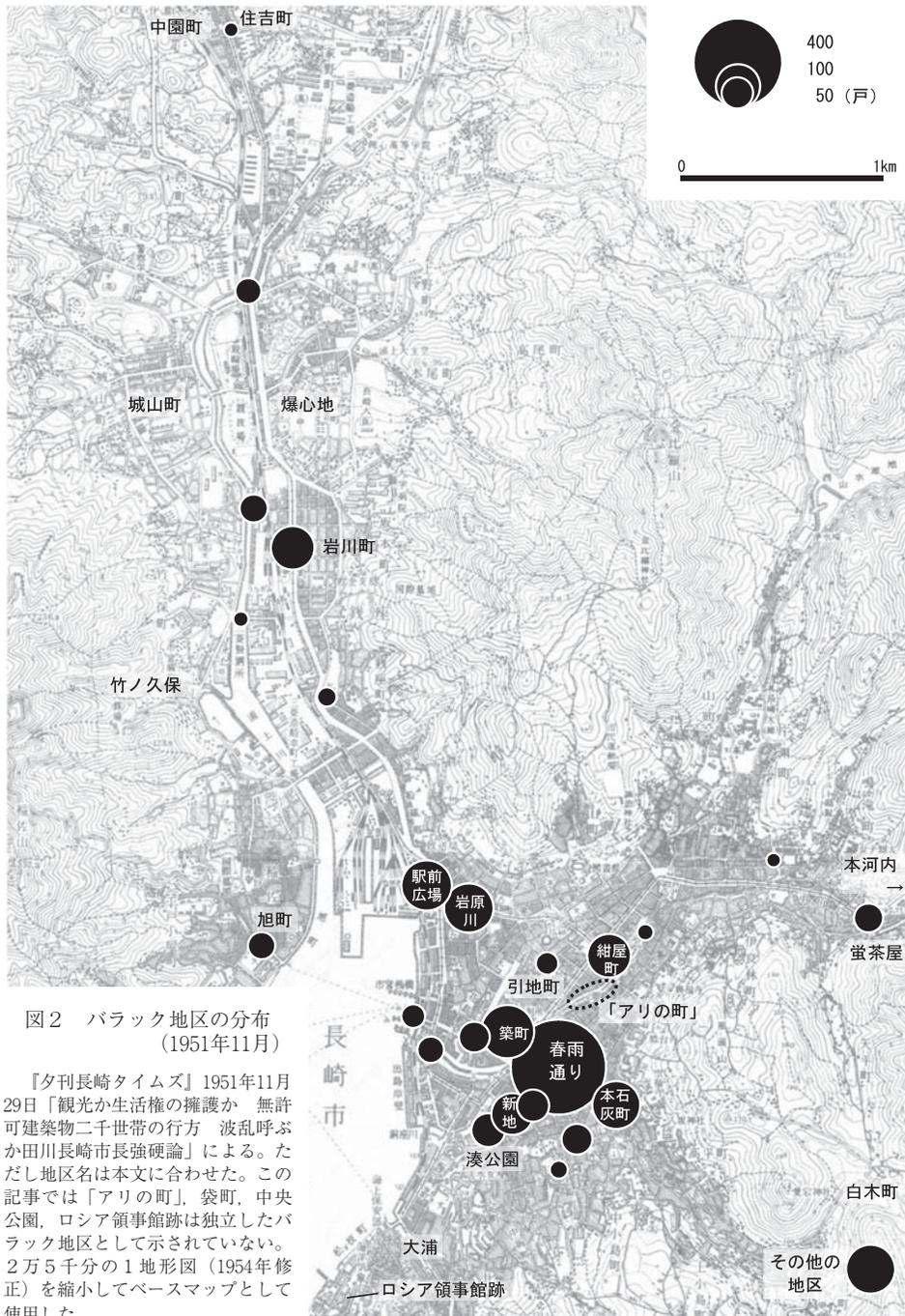


図2 バラック地区の分布 (1951年11月)

『夕刊長崎タイムズ』1951年11月29日「観光か生活権の擁護か 無許可建築物二千世帯の行方 波乱呼ぶか田川長崎市長強硬論」による。ただし地区名は本文に合わせた。この記事では「アリの町」、袋町、中央公園、ロシア領事館跡は独立したバラック地区として示されていない。2万5千分の1地形図(1954年修正)を縮小してベースマップとして使用した。

くの都市と同様に長崎市も、「都会地転入抑制緊急措置令」（1946年3月）によって、1946年11月まで人口の流入が制限されていた（長崎県警察史編集委員会編 1979: 961）。

新聞報道によれば、長崎駅前広場や湊公園、銅座川には戦後の早い時期からバラックがあった¹⁴⁾。ただし、バラック対策を目的とした長崎市都市整備緊急対策協議会が県、市、警察などの参加で1949年12月に組織されていること（長崎市議会編 1997: 282-283）、また、本節冒頭の新聞記事や、1950年10月の「ネコの額のような長崎市中心部に最近道路、河川上を利用して強引にマーケットを建てようとするものが現われ」と報じる記事¹⁵⁾をみると、「不法占拠」バラック地区は、おおむね1949年以降に急成長したと理解されよう。図2からもわかるように、市街中心部の利便性が高い場所に多くのバラック地区があった。

以下では、特徴的なバラック地区として4地区を選び、その生成から消滅までの概要をみていくことにする。

1) 駅前広場

上述したように早い時期からバラックが建てられたとみられるが、1948年1月の米軍空中写真ではバラック地区と呼べるほどのバラック群は見当たらず、その後にバラック地区の形成が進んだものと考えられる。当初は「おでん屋街」と呼ばれており、飲食店や各種小売店舗との兼用住宅が多い地区であったようである。

駅前広場のバラック地区のうち20戸には、区画整理事業を進める県によって、下水工事を理由に1950年2月に長崎市内で最初に立退き命令が出された¹⁶⁾。駅前広場を追われた飲食店のうち12軒は、中町教会堂横の道路に2年期限で集団移転し（「マリア街」）、1960年にはさらに市街北部の中園町に移転している¹⁷⁾。

いったん撤去された駅前広場バラック地区であるが、この後もバラック地区の形成が繰り返された。すなわち、こののちバラック地区が再度形成されるが、1952年末に自主撤去、さらに三度目のバラック地区（119戸）が形成され、撤去が難航することになる（建設省編 1960: 721）。最終的には、近接する岩原川を暗渠化し、1956年春までに約90戸が集団で移転することになった（大黒市場、恵美須市場）¹⁸⁾。

2) 築町

広大な疎開跡地、かつ広幅員の都市計画街路用地であったここには、早い時期からバラックが建設されていた。1948年1月の米軍空中写真にはすでに大バラック（川筋市場）がみえる。また、1949年10月30日付『朝日新聞』は「路上に家が によきによき 県があわてて立退き要求」という見出しで、バラック15戸が建てられたことを報じている。その後、1950年10月には築町一帯の「無断占有および無許可建築」が479戸と報じられた¹⁹⁾。なお、このバラック地区は長崎の中心商店街である浜町に隣接することもあり、小売店舗が多数であったようである。

ここ築町は、駅前広場に続いて県による立退き命令が出され、たびたびバラックの撤去が行われたが、最終的な解消は1961年2月までずれ込んだ²⁰⁾。注目されるのは、撤去・



図3 駅前広場バラック地区

1954年頃か。バス群の向こうの低層の一角がバラック地区。長崎市総務部調査統計課編 1956。『長崎市制六十五年史 前編』長崎市より引用。

立退きの際に、集団移転がたびたび提案されていることである。すなわち、1951年11月の撤去では、「岩川町広場」（浦上駅前）へ31戸が集団移転を行った²¹⁾。また、1952年2月の上述した川筋市場の撤去では城山町への移転が斡旋されるも市場側が受け入れず²²⁾、1952年6月、1953年12月にもバラック撤去にあたって城山町へ住宅のみ移転させ、築町で露店営業を継続させる案が示されている²³⁾。

3) 紺屋町

建物疎開跡地で、道路・中学校拡張用地であったここに、1950年春に整然とバラックが建設された（図4）。店舗ではなく住宅が多かったようである²⁴⁾。この紺屋町のバラック地区は、建設者の牧島正臣なる人物にちなんで「牧島住宅」と呼ばれることもあった²⁵⁾。

ここ紺屋町バラック地区は、県によって1958年5月になってようやく撤去が行われた²⁶⁾。撤去後に牧島は市営本河内緊急住宅に入居しているが、1961年版『ゼンリンの住宅地図』をみると同住宅は「長崎県青年会」と表記されており、同住宅は牧島らによって私物化されていたことがうかがえる。

4) 「アリの町」

旧市街中心部を流れる中島川の狭い河川敷にもバラックが建てられていた²⁷⁾。廃品回収業、いわゆる「バタヤ」を生業とする人たちが多く、東京隅田公園の「蟻の街」にならって、新聞紙面では1953年5月以降、「アリの町」と呼ばれている。東京の「蟻の街」同様に、ゼノ・ゼプロフスキー修道士らの活動によって住民組織をつくり上げるとともに文化活動に取り組んでいる²⁸⁾。

そうした活動が始まった矢先の1953年5月には立退き命令が出されるとともに²⁹⁾、6月の豪雨による中島川増水で「アリの町」は流失の危機を迎える。結局、市との協議の上で、32戸が竹ノ久保（紅葉谷）へ集団移転するに至った（表2参照、後述）。ただし、竹ノ久保移転後もカトリック団体などの支援は続き、公園、共同学習場、共同住宅などが整備されている³⁰⁾。そうした長期にわたる支援からも特筆される地区である。

3. 撤去と移転

1950年から始まった長崎市内の「不法占拠」バラックの県や市による撤去は1953年頃から本格化し³¹⁾、1960年代初頭にはほぼ終了する。取りこわすのみか、換地を用意するかなどの県・市の対応はまちまちであるが、あらゆる公有地上のバラックが撤去対象となった。公園や区画整理換地は切迫していないため撤去は後回しにされている。すなわち、湊公園（1956年10月撤去）、中央公園（予定地、1963年11月撤去）、元船町（民地と換地予定、1966年12月退去要請）、袋町（区画整理換地、1960年2月撤去）がそうである。このほか、上述



図4 紺屋町バラック地区の報道

【長崎日日新聞】1950年8月15日。

表1 残留・移転したバラック地区一覧

	地区名	備考
現地残留	蛍茶屋 (1955年)	建物残存
隣接地 集団残留	浦上駅前→岩川町 (1951年) 春雨通り→銅座川暗渠 (西側, 1951年) 春雨通り→銅座川暗渠 (東側, 1952年) 春雨通り→春雨通り歩道上 (1953年) 駅前広場 (含む周辺) →岩原川暗渠 (1954~56年) 旭町→隣接埋立地 (1957年)	浦上中央市場, 再開発 (1971年) 銅座市場, 撤去 (2017年) 思案橋商店街, 再開発ビル計画 (実現せず), 撤去構想あり 5年期限, 撤去 (1959年) 撤去 (大黒市場・恵美須市場, 2012年), 一部残存 (大和市場, 撤去予定) 建物残存
集団移転 (一部)	駅前広場→マリア街 (1950年) →中園町 (1960年) 築町→岩川町 (1951年) 春雨通り→住吉町 (1952年) アリの町→竹ノ久保 (1953年)	建物残存 浦上中央市場, 再開発 (1971年) 住吉中央市場, 再開発 (1994年) 建物一部残存
幹線移転	→大浦埋立地 (1955年) →城山町市一時宿泊所・県有地	建物残存 大火 (1970年)

注) このほか、本石灰町バラック地区は白木市場 (現、愛宕市場) への集団移転を企てるが (1962年) 実現していない (長崎市議会編 1997: 1265・66)。

した春雨通りに隣接する本石灰町 (銅座川上) バラック地区の自主退去が1962年8月にまでずれ込んだのは一見すると解せないが、路面電車の延長や、再開発計画³²⁾が定まるまではバラックが並んでいても邪魔ではなかったということだろう。路面電車の延長区間から外れた、本石灰町バラック地区に続く東小島バラック地区は、その後も長らく撤去されないままであった。なお、ロシア領事館跡バラック地区の存在は市によって確認されているが³³⁾、公有地ではないため放置されている。

バラック撤去の反対運動は2度報道されている。すなわち1953年6月には撤去家屋対策連合会なる団体が、1955年5月には低家賃住居即時建設協議会という団体が活動したことが報じられている³⁴⁾。ただいづれも一時的な動きであったようである。また前者は、非共産党・非牧島正臣というスタンスを明言している³⁵⁾。こうした、撤去に関わる他のアクターをみるならば、引地町バラック地区には共産党市分会事務所があったことが報じられており³⁶⁾、同地区が中心部の道路上にもかかわらず1958年4月まで撤去されなかった理由であるかもしれない。

関連して、バラック地区の撤去をめぐるエスニシティの影響は目立たない。上述の1946年5月に起こった「長崎警察署襲撃事件」は華人と朝鮮人によるものだったが、それから時間が経過して、表面的にはエスニック関係が落ち着いたということなのだろうか。新地チャイナタウン関係では、1957年1月時点で華人バラック10戸、3月には2戸などと華人のバラック住人の存在は報道されている³⁷⁾。ただし、華僑総会などエスニック団体の関与は確認できない。韓国・朝鮮人についても、住人個人について言及されることはあるが、組織的な関与は確認できない³⁸⁾。

表1にはバラック地区の残留・移転をまとめた。注目すべきは浦上地区への「集団移転」であり、表1以外でも、上述したように築町バラック地区の撤去にあたっては城山町への

集団移転が何度か取りざたされたが実現していない。「斡旋移転」を含め、浦上への移転についてはIVで詳しく考えることにしたい。

Ⅲ バラック地区の空間的排除言説

「不法占拠」バラック地区はいかに問題視され、排除されるようになったのか。新聞記事からそれらを読み取りたい。

終戦直後にバラックが多いのは当然で、問題にされることはない。長崎におけるバラックを問題視する報道は、河川上の不法建築の危険性を指摘した1948年6月14日付のものが最初である³⁹⁾。ただし、この記事はバラックだけでなく、増築まで含め、河川上の建造物全般を問題視するものであった。バラック地区そのものを明確に問題視する報道は、湊公園バラックを取り上げた1949年1月8日付のものが最初である⁴⁰⁾。戦前から公園であった湊公園のバラックがまずは問題視されたということだろう。

そうしたバラック地区を空間的に排除する言説としてまず指摘できるのは、「不法」というレイベリングである。新聞記事を見ると、「不法」という表現は1950年には2例しかなかった⁴¹⁾。それが、1951年7月27日の「県市警察合同会議」の報道⁴²⁾以後に、長崎日日、長崎民友両紙ともに定着し、頻出するようになる。

2つめに、観光・美化からの排除言説が目立つ。本岡(2007: 138-141)は、神戸のバラック地区の研究のなかで、バラック地区を排除する「景観」、「防災」、「衛生」、「反社会性」の4種類の言説が存在することを指摘した。表2には、長崎においてバラック地区を排除する言説が現れた新聞の見出しを、「観光・美化」、「防災」、「犯罪」の3つの言説に分けて示した。これを見ると、本岡が示した4類型は不明瞭で、圧倒的に「観光・美化」(本岡の類型では「景観」)言説が多いことがわかる。「防災」も少ないわけではないが、8例中6例が1953年6月の「アリの町」バラックの流出に関するものに限られている。

さらには、「観光・美化」に関連して、長崎国際文化都市建設法成立もバラック排除に関わっている。表1の新聞見出しでも「(国際)文化都市」が2つあるし、駅前広場バラック地区の第1回目の撤去に際して県が掲げた声明書では、「長崎国際文化都市建設法は県民の絶大な賛成で公布された、…」と述べられていた⁴³⁾。「国際文化都市」という戦後長崎に与えられた肩書は、いわばバラックの排除装置でもあったといえようか。

3つめに、バラック地区を区別する多数の通称の存在があげられる。「マリア街」、「牧島住宅」、「中島川部落」・「アリの町」は上述した。そのほかにも、春雨通り、駅前広場については「カズバ」という言い回しが用いられ⁴⁴⁾、表1の「斡旋移転」行き先の城山町県有地については、後述するように、「密集地」という表現があった。これらはいずれも、バラック地区を特別な場所として切り離してみせるものであるといえる。

以上、バラック地区の空間的排除言説を3点から確認した。物理的な撤去だけでなく、あるいは撤去に先行して、バラック地区を排除する言説がみられたのである。



図5 中園町の「マリア街」移転地区
2019年撮影。

表2 バラック地区の排除に関わる新聞の見出し

美化, 観光	
『長崎民友新聞』 1949年 1月 8日 『長崎民友新聞』 1949年 2月 4日	居座り屋台に立退要求 近く長崎市が都市美化のため断！ 長崎市 ザビエル祭迄に立退いてくれ 露天商 三千七百人の死活問題 ザビエル祭を前に長崎市が躍起
『夕刊長崎タイムズ』 1950年 2月19日 『長崎日日新聞』 1950年 2月19日	すっきり！駅前バラック街 朝飯前に撤収隊百余名 〃文化都市、の表玄関スツキリ 強制対象は僅か三戸 殆んど前日までに移転
『長崎日日新聞』 1950年 7月28日 『朝日新聞』 1951年 1月17日	湊公園を行楽地に指定 園内40店舗には近く立退指示 文化都市とバラック建築 県、市当局も強く出られぬ やっと御こし上げる春雨通り商店街
『夕刊長崎タイムズ』 1951年 2月22日 『長崎民友新聞』 1951年 7月28日	チロリ・化けの皮 長崎の玄関にバラック小屋 日曜建築に強制撤去—国際文化都市のガンに痛烈なメス— 県市警察合同会議で決定
『夕刊長崎タイムズ』 1951年11月29日	観光か生活権の擁護か 無許可建築物二千世帯の行方 波 乱呼ぶか田川長崎市長強硬論
『長崎民友新聞』 1952年 4月16日	観光ナガサキ建設に協力を 屋台店（新県庁前）に立退令 期限過ぎたら強制措置
『夕刊長崎日日』 1952年11月10日	キレイになります観光平和通り 近く新店舗に移転 春雨 通りの小料理屋
『長崎民友新聞』 1953年 6月 8日	どこへ行くアリの街 目障り下りおろう 死あるのみ、力 には力？
『長崎民友新聞』 1957年 1月 9日	きれいになる長崎市 不法バラックに断 あす丸山をかわ 切りに 年内に三百戸撤去
『長崎日日新聞』 1958年 2月19日	キレイになる長崎の街 姿を消すバラック 約五百戸が年 内に
『長崎新聞』 1959年 4月 7日	長崎のスラム街を撤去 まず中心街50戸 跡は公園や緑地 帯に
災害	
『長崎民友新聞』 1948年 6月14日	危し！河上の百八十戸 再現のおそれ、あの時(昭和二年) の洪水
『夕刊長崎日日』 1953年 6月21日 『夕刊ナガサキ』 1953年 6月21日	豪雨で流失の危険 中島川部落に避難命令 アリの街流失の危機 二十戸が洗われる 老人、子供など ガケを上つて避難
『長崎日日新聞』 1953年 6月21日 『長崎民友新聞』 1953年 6月21日	猛る豪雨に危機増大 中島川部落に避難命令 豪雨・・・濁流洗らうアリの街 流失の危機廿余戸 天 井破つて住民らは避難
『長崎日日新聞』 1953年 6月23日	〃アリの街、竹ノ久保へ行く？ なお危い中島河岸 市、 きょう部落民と話し合い 長崎
『長崎民友新聞』 1953年 6月23日 『朝日新聞』 1960年 5月20日	危険だ緊急避難 中島川バラックに勧告 豪雨に早くも犠牲者 危険な水上住宅260戸 長崎市 県、居住者に警告
犯罪	
『長崎日日新聞』 1955年 8月23日	湊公園内の不法建物 子供を不良化すると撤去を陳情

注) 県域紙と『朝日新聞』のみ。移転後の事象、一般読者の投稿は除く。

IV 被爆・復興の都市史とバラック地区

1. 原爆と結びつけられないバラック地区

ここまで、長崎市内のバラック地区について、その形成から消滅までの全体像を、言説を含め確認してきた。ここからは、バラック地区自体ではなく、都市長崎のなかにバラック地区という「場所」がどのように定位されるか、被爆と復興の都市史にバラック地区はどう位置づけられるか考察してみたい。

まず、長崎の被爆都市という来歴に留意するなら、広島との比較が当然論題に上ってこ

よう。そうした視点から即座に指摘できるのは、長崎ではバラック地区と原爆とが特に結びつけられていないということである。もちろん、新聞紙面で個々のバラック住人の境遇の説明で原爆に言及されることはある。しかし、広島における「原爆スラム」のように、バラックが原爆と結びつけて表象されるようなことはなかった。

こうした長崎と広島の違いを生んだ要因の一つに、現実の被爆の空間構造の違いがあることは明らかである。長崎においては広島と異なり、大半のバラック地区と原爆による被害の大きかった地域は空間的に分離している。バラック地区が集中するのは長崎中心部であり、原爆被害が甚大であったのは浦上を中心とした北部郊外であった。ただしそれだけではない。

仙波 (2016: 130-131) は、広島において、「原爆スラム」という呼称は1964年に市内各所のバラック地区を指して用いられたのが、1965年に特別法制定による住宅整備を国に要望するなかで相生通りの一地区へと焦点化されたことを示している。ここで検討している長崎とは時期の違いもある。しかし、長崎と広島では原爆をめぐる表象戦略に違いがあり、広島とは異なり、長崎では被爆アピールにバラック地区を利用しなかったといえる。これはささいなことだが、長崎におけるバラック地区の位置づけの特徴を示すものだろう。

2. 異物排除・隠蔽としてのバラック地区移転

もう一つ考えたいのは、バラック地区の長崎中心部から浦上への移転のもつ意味である。長崎の都市史のなかに、単なるエピソードとしてではなく、どのように位置づけることができるだろうか。

表1に示した長崎中心部からの「集団移転」・「斡旋移転」の行き先は、大浦埋立地を除いて広義の浦上地区である。また、このほかにも個別に浦上に移転したバラック住民も多かったことは十分に想像される。

こうしたバラック地区移転は浦上復興の一助になったことだろう。浦上は、長崎中心部から近い、戦前からすでに市街化していた地区であるにもかかわらず、原爆被害が甚大であるため開発余地が大きかった。II-1でみた、営団住宅、市営住宅の供給の多くも浦上地区でなされている。バラック地区の移転もその一環としてとらえることができ、現実の被爆の空間構造を反映している。

ただし、移転が浦上にもたらした正の効果だけをみるのは正しくない。長崎中心部の復興にとっての異物としての「場所」の排除・隠蔽として、バラック地区の浦上移転をとらえる必要がある。

表1に示した「集団移転」・「斡旋移転」の移転先地区のうち、竹ノ久保、岩川町、城山町県有地の3地区は、移転に際して、あるいは移転後に適切な支援がなく、良好とはいえない市街地が形成されたという経緯がある。具体的にみると、まず、竹ノ久保は上述したように「アリの町」が集団移転した地区で、火葬場と伝染病院に挟まれていた。赤痢発生が報じられ⁴⁵⁾、「スラム」というレイベリングがなされている⁴⁶⁾。次に、岩川町 (浦上中央市場) については、「岩川町広場」と当時称された公園 (現在の川口町公園) にバラックを再現させてしまった (図6)。3か所めの城山町県有地にも、同様に、1955年までにはバラックを撤去された人たちが定住を始める (長崎市議会編 1997: 780) ことによってバラック地区が再現され (図7)、1970年3月16日の火災で全焼してしまう。その新聞記事⁴⁷⁾

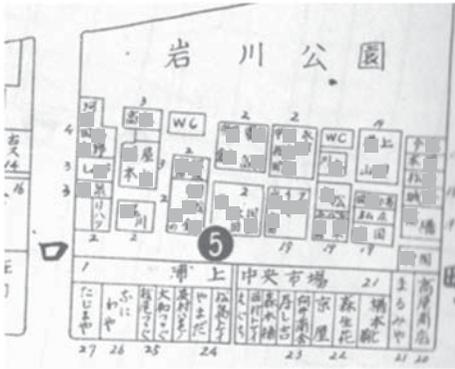


図6 バラック地区化した岩川公園

1968年版『ゼンリンの住宅地図』による。ただし個人名の一部を隠した。



図7 城山町県有地とその周辺

図中央がバラック地区。1961年版『ゼンリンの住宅地図』による。なお、バラック地区の上(西)の「(一時)宿泊所」もバラック撤去者用住宅。

では、この地区は「別の世界」、長崎の「見えない部分」とまで表現され、周囲の住民からは「密集地」という通称で呼ばれていたことが報じられている。

このような、異物の排除、隠蔽としてのバラック地区移転は、「中心対周辺」という一般的な地域分化・地域対立構造の表れとして理解できるだろう。復興にあたっての長崎中心部の優位、周辺への圧力という構図のなかにバラック地区という「場所」は置かれていた。Ⅲでみた、観光・美化面からバラック地区を空間的に排除する言説がこれを支えたといえる。こうして、長崎中心部のバラック地区は消滅し、忘却されていった。上で確認した、長崎ではバラック地区が被爆アピールに利用されないということもこのことと無関係ではないと考えられる。バラック地区は、物的な景観としても、また表象の面からも、不可視化されていったのである。

V おわりに

本稿では、長崎の都市史研究の一環として、主に新聞記事の悉皆調査により、戦後長崎における「不法占拠」バラック地区の全体像を明らかにするとともに、バラック地区の長崎の都市史における位置づけを考察してきた。長崎市内の戦後「不法占拠」バラック地区が、1949年以降に急増し30地区に上ったこと、1950年からの撤去、そして集団移転などにより1960年代初期にはほぼ消滅したこと、加えて、観光・美化面からバラック地区を排除する言説が目立ったことなどが明らかになった。さらに、長崎の戦後復興過程における「不法占拠」バラック地区の不可視化を、長崎では広島とは異なり被爆アピールにバラック地区が利用されなかったこと、長崎中心部から浦上へのバラックの移転が異物排除・隠蔽としての側面を有したことの2点から論じた。

2019年6月に、一部が退去しないまま長らく残されていた東小島(銅座川上)バラック地区の最後の1戸が撤去され、長崎市内で当初から続く「不法占拠」バラック地区は、無人の数戸が残るロシア領事館跡地の一部のみとなった。一方、集団移転地区のなかには、すでに再開された事例や、空家化が進んだ竹ノ久保のような事例はあるものの、現在ま

で住居として、あるいは商業空間として存続している地区も多い。また、河川暗渠上への移転地区のなかには、すでに撤去された地区も含め、懐古的に語られる事例もある⁴⁸⁾。このように、バラック地区そのものはほぼ消滅したが、バラック地区を継承する空間は縮小しつつも長期にわたって残存し、影響を与え続けてきたことを確認しておきたい。

長崎市内の「不法占拠」バラック地区は、現在ではほぼ消滅し、忘却されている。しかし、ここで明らかにしたように、その数や規模は小さなものではなかった。さらに、移転地区も含めて、その存立、あるいは忘却・不可視化は、長崎の都市史、社会地理と大きく絡む。バラック地区は、戦後復興の陰陽両面をみるうえで無視できない存在であるといえるだろう。

〔追記〕本稿の内容は第62回歴史地理学会大会（於立命館アジア太平洋大学, 2019年5月18日）で発表した。

注

- 1) バラック地区の規模を都市間で比較するのは難しい。例えば、同じ九州の熊本市については（最大時）3,034戸（新熊本市史編纂委員会編 1997: 235）、神戸市（1958年）が1,853世帯（本岡 2007）、東京23区（1957年）が2,491世帯（本岡 2015b）という数字が示されているが、調査基準や範囲などの違いもあると思われる。
- 2) 『長崎民友新聞』1948年1月21日「大通り上（長崎富士館前）の露店街 バラックの許可制で一もめ」。
- 3) 『毎日新聞』1945年12月17日「思案橋、大波止間貫通道路 長崎市都計のトップ」。
- 4) 『長崎新聞』1946年5月14日「長崎闇市を整理 四警察署を総動員」。
- 5) 前掲2)。
- 6) 前掲2)。
- 7) 1950年時点での記述として、「自由市場」（春雨通り）について「現在のままでは自然消滅の運命をたどるのほかに」と断じている（長崎市総務部調査統計課編 1959: 572）。
- 8) 『朝日新聞』1950年7月6日「西浜のおでん屋街が移転 銅座川に防火建築でお目見得」。
- 9) 『長崎民友新聞』1949年2月4日「長崎市 ザビエル祭迄に立退いてくれ 露天商 三千七百人の死活問題 ザビエル祭を前に長崎市が躍起」。
- 10) 北村武（1951～55年）、大淵岱仙（1955～59年）（長崎市議会編 1997: 406・411）。
- 11) 『夕刊長崎民友』1951年11月9日「果して昭和の猿カニ合戦か 銅座川商店街争い 初めの話とは違う」、『夕刊長崎日日』1952年11月10日「キレイになります観光平和通り 近く新店舗に移転 春雨通りの小料理屋」。ただし138戸という記述もある（長崎市総務部調査統計課編 1956: 1348）。
- 12) 『朝日新聞』1959年1月20日「きょう期限が切れる 春雨商店街撤去に市は強腰 長崎市」。
- 13) 『長崎日日新聞』1952年1月10日「五十四戸 立退き先き決る 長崎春雨通りの露店街」。
- 14) 駅前広場については、住民談として「二十年十月からまる五カ年住みなれた家屋」という記述がある。『夕刊長崎タイムズ』1950年2月19日「すっきり！駅前バラック街 朝飯前に撤収隊百余名」。湊公園については、1947年夏から「居座り屋台」がみられると報じられている。『長崎民友新聞』1949年1月8日「居座り屋台に立退要求 近く長崎市が都市美化のため断！」。また銅座川については「終戦後河川上にバラック式店舗□家屋□現出している」（□は判読不能）との記述がある。『長崎民友新聞』1948年6月14日「危し！河上の百八十戸 再現のおそれ、あの時（昭

- 和二年)の「水害」。
- 15) 『夕刊長崎タイムズ』1950年10月25日「何処へ行く長崎駅前マーケット 岩原川に問題はらむ利権者, 政治屋も混つて市も頭痛」。
 - 16) 『朝日新聞』1950年2月16日「強制撤去の立退き命令 長崎駅前おでん屋街に最後の日」。
 - 17) 『長崎日日新聞』1950年2月16日「これ以上猶予は無用! 遂に駅前おでん屋街に断りしびれ切らした長崎市」, 『長崎新聞』1960年10月15日「姿を消すマリア街 17日に取り壊し 住吉に 移転住宅も完成」。
 - 18) 正確な戸数は明らかにできなかった。1954年中におそらく10数軒の魚屋が両市場に先行移転し(『長崎民友新聞』1954年11月28日「移転先を市に陳情 長崎駅前の五十八世帯」), 1956年春に駅前バラック地区のうち厚生販売組約70戸が集団移転したものである(建設省編 1960: 721)。なお, 岩原川は1950年の最初のバラック撤去時から暗渠化のうえ集団移転先とすることが目論まれていた。駅前広場から「マリア街」に集団移転したグループは当初から岩原川暗渠上への移転を求め, 1953年にはマリア街から岩原川暗渠上への移転を要望している(『朝日新聞』1953年2月14日「マリア街、から陳情」)。また, 両市場に隣接する旧大和橋上にも, 岩原川両岸にあったバラックのうち16戸が大和市場として集団移転している(長崎市総務部調査統計課編 1956: 1360)。
 - 19) 『夕刊長崎タイムズ』1950年10月25日「強制撤去も考慮 築町のバラック」。
 - 20) 『長崎新聞』1961年2月10日夕刊「27戸を取りこわし 長崎市築町の不法建築」。
 - 21) 『夕刊長崎日日』1951年11月14日「消え行く築町バラック街 予想の波乱もなく 今朝平静裏に解体作業」。
 - 22) 『長崎日日新聞』1952年2月17日「知事会見も物別れ もめる長崎築町市場」。
 - 23) ただし, 1952年6月分は拒否, 1953年12月分は紆余曲折の末に受け入れ, 16戸が城山町県有地へ移転。『毎日新聞』1952年6月11日「強制撤去に乗出す 長崎市外浦町など」, 『朝日新聞』1953年11月28日「40戸を強制撤去 県側 都市計画の邪魔になる、居住者道路に座り込み」。
 - 24) 「サラリーマン世帯」が多いと報じられている。『長崎民友新聞』1957年3月7日「不法バラックを一掃 まず紺屋町の百廿三戸」。
 - 25) 牧島は「長崎の変人」と紹介されている。『長崎民友新聞』1950年8月15日「学校敷地に闇建築 牧島氏らが長崎中学用地に市場」。なお, 大日本生産党・大日本赤誠会, 平壤日本人会でそれぞれ活動した牧島正臣という人物がおり(津久井編 1942: 541-543, 森田 1953: 80), 長崎の牧島と同一人物らしく思われる。
 - 26) 『長崎日日新聞』1958年5月31日「牧島住宅 取りこわし始む 跡は幅三十メートルの道路に」。1951年7月定例県議会では, この地区約100戸にトイレが1, 2か所しかなく衛生や火災予防上, また観光面から問題であることが論じられている(長崎県議会史編纂委員会編 1977: 558)。
 - 27) 県庁焼け跡から移動してきた人たちであるという。『夕刊長崎日日』1951年11月12日「橋の下に逞し生活譜 汚水の中に掴んだ人生 長崎のド真ん中にどん底の郷愁」。
 - 28) 『長崎日日新聞』1953年5月24日「中島河畔に「アリの町」 起ち上るバタヤ部落 長崎 機関誌も発行, 希望に燃ゆ」。
 - 29) 『夕刊長崎日日』1953年5月29日「こゝも所詮 安住の地、ではなかつた 中島河畔アリの町の生態 傾いた天井, 腐れタタミに破れたトタン屋根 陽の当たらぬドン底生活 でも失わぬ 希望」。
 - 30) 『長崎民友新聞』1958年4月30日「ボクらの遊園地、善意の人人の力で開園式 長崎市竹ノ久保 紅葉谷の子ら大喜び」, 『長崎新聞』1964年1月22日「善意の資材集まる 新学期からみんな

- でお勉強 スラムの子らに共同学習場 長崎紅葉谷 外人観光客も金一封」、『長崎新聞』1966年12月29日「四階建て `みさかえの家。聖家族会 紅葉谷で起工式 長崎」。
- 31) 『長崎民友新聞』1953年5月19日「千五百戸に撤去通告 長崎市不法建築物を一掃」。
 - 32) 西側の春雨通りバラックが移転した銅座川暗渠から700m にわたって銅座川上に5階建て住商併用ビルを建てる計画があった(表1)。
 - 33) 『長崎民友新聞』1956年10月18日「南山手(長崎)にソ連領土 領事館跡の五百坪 終戦で事実上の効力 `立退かぬ、バラック民」。
 - 34) 『長崎日日新聞』1953年6月14日「市の態度が冷い 家屋撤去反対連 市民に窮状訴う」、『長崎日日新聞』1955年5月18日「我らに低家賃住宅を 22日 長崎で建設促進結成大会」。
 - 35) 『長崎民友新聞』1953年6月12日「長崎撤去家屋対策連合会が声明」。
 - 36) 『長崎民友新聞』1957年6月4日「長崎一の貧しい部落 引地町の不法バラック26戸 強制処分も二の足 市役所の調査で判る」。
 - 37) 『長崎民友新聞』1957年1月9日「きれいになる長崎市 不法バラックに断 あす丸山をかわ切りに 年内に三百戸撤去」、『長崎民友新聞』1957年3月27日「路頭に迷う三人の中国人 強制立退令に泣く 長崎市新地 念さんとリユーさん夫婦」。
 - 38) 1961年版『ゼンリンの住宅地図』では市内バラックの斡旋移転地である大浦川埋立地に朝鮮総連の事務所があったことが確認できるが、経緯は不明。
 - 39) 前掲14)。
 - 40) 前掲14)。
 - 41) 『長崎日日新聞』1950年1月7日「屋台立退きいよいよ本格化 長崎駅前などに強制撤去を断行か」、『長崎日日新聞』1950年2月13日「長崎駅前おでん屋街に最後の断 繰出す武装警官 県、いよいよ強制処分」。
 - 42) 『長崎民友新聞』1951年7月28日「日曜建築に強制撤去—国際文化都市のガンに痛烈なメス—県市警察合同会議で決定」など。この記事では「不法建物」、「不法建築物」という表現がみられる。
 - 43) 『長崎日日新聞』1950年2月18日「愈々きょう撤去 当局の強腰で破壊は数戸 姿消すおでん街」。
 - 44) 春雨通りについては『長崎民友新聞』1950年10月10日「厭だヨ銅座川移転 春雨通り商店街から市に反対の声」、駅前広場については前掲41) など。本来、イスラム都市の旧市街は「カスバ」であるが、佐世保の米兵相手の大規模なキャバレー「カズバ」(1946年開業)に引きずられてこようんだのではないか。
 - 45) 『長崎民友新聞』1954年10月6日「アリの街に集団赤痢 死亡一、罹患廿八 長崎 井戸水の飲用が原因」。
 - 46) 次の「スラム」を扱う記事では竹ノ久保の写真が用いられている。『長崎新聞』1966年6月18日「県補正予算から(5) 社会福祉 スラム街を一掃 新しく「社会診断」も」。
 - 47) 『長崎新聞』1970年3月17日「走る炎 ただぼう然 家財も持ち出せず 長崎の大火 大半がバラック建て」。
 - 48) 長崎のグラフィック系雑誌『楽』20号(2013年)の「長崎の昭和30年代40年代」という特集の巻頭写真では、全10ページ中の4.5ページが銅座市場・思案橋商店街とわかる写真である。また、大黒市場・恵美須市場を含め、その建築や歴史を紹介する個人・団体のウェブサイト・ブログは非常に多い。

文献

- アスマン, A.著, 安川晴基訳 2019. 『想起の文化：忘却から対話へ』 岩波書店.
- アルヴァックス, M.著, 小関藤一郎訳 1989. 『集合的記憶』 行路社.
- 石博督和 2016. 『戦後東京と闇市：新宿・池袋・渋谷の形成過程と都市組織』 鹿島出版会.
- 大平晃久 2015. 長崎市浦上の住宅営団による戦災復興住宅地. 浦上地理 2 : 22-24.
- 建設省編 1960. 『戦災復興誌第9巻都市編VI』 都市計画協会.
- 小関 隆1999. コメモレイションの文化史のために. 阿部安成・小関隆・見市雅俊・光永雅明・森村敏己編『記憶のかたち：コメモレイションの文化史』 柏書房. 5-22.
- 島村恭則 2010. 『「生きる方法」の民俗誌：朝鮮系住民集住地域の民俗学的研究』 関西学院大学出版会.
- 新木武志 2019. 占領期長崎におけるヤミ市の形成と中国人・在日朝鮮人：長崎警察署襲撃事件を中心として. 平和文化研究 40: 51-78.
- 新熊本市史編纂委員会編 1997. 『新熊本市史通史編第8巻現代I』 熊本市.
- 仙波希望 2016. 「平和都市」の「原爆スラム」：戦後広島復興期における相生通りの生成と消滅に着目して. 日本都市社会学会年報 34: 124-142.
- 津久井龍雄編 1942. 『日本政治年報 昭和17年第1輯』 昭和書房.
- 長崎県警察史編集委員会編 1979. 『長崎県警察史下巻』 長崎県警察本部.
- 長崎県議会史編纂委員会編 1977. 『長崎県議会史第六巻』 長崎県議会.
- 長崎市議会編 1997. 『長崎市議会史記述編第三巻』 長崎市議会.
- 長崎市史編さん委員会編 2013. 『新長崎市史第四巻現代編』 長崎市.
- 長崎市総務部調査統計課編 1956. 『長崎市制六十五年史 前編』 長崎市.
- 長崎市総務部調査統計課編 1959. 『長崎市制六十五年史 中編』 長崎市.
- 初田香成 2011. 『都市の戦後：雑踏のなかの都市計画と建築』 東京大学出版会.
- 初田香成 2016. 東京の戦後復興とヤミ市. 橋本健二・初田香成編『盛り場はヤミ市から生まれた・増補版』 青弓社. 19-54.
- 水内俊雄 2001. 大阪市大正区における沖縄出身者集住地区の「スラム」クリアランス. 空間・社会・地理思想 6 : 22-50.
- 水内俊雄・加藤政洋・大城直樹 2008. 『モダン都市の系譜：地図から読み解く社会と空間』 ナカニシヤ出版.
- 村上しほり 2018. 『神戸闇市からの復興：占領下にせめぎあう都市空間』 慶應義塾大学出版会.
- 本岡拓哉 2007. 戦後神戸市における不法占拠バラック街の消滅過程とその背景. 人文地理 59(2): 130-150.
- 本岡拓哉 2015a. 戦後, 集団移住へ向けた河川敷居住者の連帯：広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を例に. 社会科学 45(3): 25-53.
- 本岡拓哉2015b. 1950年代後半の東京における「不法占拠」地区の社会・空間的特性とその後の変容. 地理学評論 88(1): 25-48.
- 本岡拓哉2016. 戦後, 集団移住へ向けた河川敷居住者の行政交渉：広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を事例に. 社会科学 46(1): 197-238.
- 森田芳夫 1953. 北鮮の憂愁：朝鮮引揚史その四. 田村吉雄編『秘録大東亜戦史朝鮮篇』 富士書苑: 68-87.

